

会議録（書面決議）

名 称	令和6年度 岸和田市地域公共交通協議会 幹事会											
提案日	令和6年4月25日（木）書面決議											
出席者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>奥野</th> <th>表木</th> <th>讚井</th> <th>江藤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				奥野	表木	讚井	江藤	○	○	○	○
奥野	表木	讚井	江藤									
○	○	○	○									
会長を除く 幹事 幹事 4名 うち 出席 4名												
傍聴者	0名											
<<概要>> ■議事 第1号議案 令和5年度 決算について 第2号議案 令和6年度 予算(案)について												
■会長より各幹事に対し提案 岸和田市地域公共交通協議会 幹事会規定第5条第1項に基づき書面による決議をするものです。 ご承認いただける場合は別紙「承認書」に署名、捺印の上、令和5年5月10日までにご提出いただきたく存じます。 第1号議案 令和5年度 決算について → 財務規程第9条第1項の規定により、承認を求める。 第2号議案 令和6年度 予算(案)について → 財務規程第2条第2項の規定により、承認を求める。												
■結果 奥野幹事 : 承認 表木幹事 : 承認 讚井幹事 : 承認 江藤幹事 : 承認												

第1号議案 令和5年度決算について

令和5年度 岸和田市地域公共交通協議会 決算

歳入決算額 335,102 円

歳出決算額 335,102 円

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差引	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	656,000	335,101	-320,899	岸和田市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	1	1	貯金利子
歳入合計			656,000	335,102	-320,898	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差引	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	550,000	221,940	-328,060	報償及び費用弁償
	2 事務費	1 事務費	106,000	113,162	7,162	資料印刷費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
歳出合計			656,000	335,102	-320,898	

歳入歳出決算額差引残高(翌年度繰越金)

335,102 円 - 335,102 円 = 0 円

監査報告書

令和5年度決算を監査したところ、収支計算書、その他の関係書類と係数が符合し、適正に執行されていることを認める。

令和6年3月31日

岸和田市地域公共交通協議会

監 事 原 宗 久

監 事 阪 口 寿 子

第2号議案 令和6年度予算(案)について

令和6年度 岸和田市地域公共交通協議会 予算 (案)

歳入予算額 561,000 円

歳出予算額 561,000 円

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	金額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	561,000	岸和田市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金		
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入		
歳入合計			561,000	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	金額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	446,000	報償及び費用弁償 (11名×4回)
	2 事務費	1 事務費	115,000	資料印刷等
2 事業費	1 事業費	1 事業費		
3 予備費	1 予備費	1 予備費		
歳出合計			561,000	

岸和田市地域公共交通協議会 幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、財務規程に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる次の者（以下、「幹事」という。）をもって構成する。

- (1) 岸和田市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体
- (3) 関係行政機関の職員

(会議)

第4条 幹事会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 幹事会の会議は、幹事の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 幹事会の会議の議決方法は、出席した幹事による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席幹事の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 幹事会の会議の公開については、規約を準用するものとする。
- 5 幹事会の会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各幹事に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(書面による決議)

- 第5条 この規程による会議において議決をすべき場合において、幹事全員の承諾があるときは書面決議をすることができる。
- 2 この規程による会議において議決すべきものとされた事項については、幹事全員の書面による合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。
 - 3 この規程による会議において議決すべきものとされた事項についての書面による決議は、会議の決議と同一の効力を有する。

(協議結果の報告)

第6条 会長は、幹事会の協議結果について、交通協議会に報告するものとする。

(傍聴)

第7条 傍聴については、岸和田市地域公共交通協議会会議傍聴規程を準用するものとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 幹事の報償及び費用弁償については、岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程を準用するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の会議の庶務は、交通協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

第3条の区分		職名	備考
第1号	岸和田市長又はその指名する者	岸和田市副市長	会長
		まちづくり推進部長	
第2号	公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体	タクシー岸和田会 会長	
		南海ウイングバス(株) 取締役営業部長	
第3号	関係行政機関の職員	大阪府都市整備部長が指名する者	

岸和田市地域公共交通協議会 財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通協議会の予算は、岸和田市からの負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、幹事会の承認を得るものとする。

3 交通協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が幹事会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに岸和田市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに幹事会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が幹事会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、岸和田市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の幹事会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通協議会の出納は、事務局長が行う。

2 交通協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通協議会出納員)

第7条 事務局長は、交通協議会の事務局員のうちから交通協議会出納員を命ずることができる。

2 交通協議会出納員は、事務局長の命を受けて、交通協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、岸和田市の例により行うものとする。

2 交通協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通協議会の決算を調製し、幹事会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第7条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により幹事会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに岸和田市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費